

長崎市移動支援事業等実施要綱

〔平成 18 年 9 月 29 日〕
告示第 716 号の 10

改正 平成 27 年 3 月 24 日告示第 147 号
平成 28 年 2 月 18 日告示第 69 号
平成 28 年 4 月 11 日告示第 253 号
令和元年 6 月 26 日告示第 407 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長崎市地域生活支援事業実施規則（平成 18 年長崎市規則第 94 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第 3 条に規定する移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業（以下「移動支援事業等」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 移動支援事業等に係るサービスを受けることができる者は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 移動支援事業 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児（者）、全身性障害児（者）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級に該当する障害児（者）であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの）、知的障害児（者）又は精神障害児（者）であって、福祉事務所長（以下「所長」という。）が外出時に移動の支援を必要と認めたもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障

害者等包括支援に係る支給決定を受けた者を除く。

(2) 訪問入浴サービス事業 この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害児（者）で、医師が入浴可能と認めたもの

(3) 日中一時支援事業

ア 日帰り短期入所型 知的障害者又は障害児であって、当該事業による支援を必要とするもの

イ デイサービス型 身体障害者、知的障害者又は障害児であって、当該事業による支援を必要とするもの

ウ タイムケア型 日中において監護する者がいないこと等により放課後、夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障害児（小学生、中学生、高校生等に限る。）

（事業者の基準）

第3条 規則第6条に規定する市長が別に定める基準は、別表第1のとおりとする。

（サービスの提供）

第4条 事業者は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるサービスを提供する。

(1) 移動支援事業 外出時の移動の介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の介護をいう。）等外出時の付添いを、次に掲げるいずれかの形態により行う。

ア 個別支援型 対象者1人に対して事業者が1人により対応するものをいう。ただし、対象者の状況により2人による支援が必要であ

ると市長が認めた場合は、この限りではない。

イ グループ支援型 複数の対象者に対し、その数を下回る数の事業者により対応するものであって、対象者の数を事業者の数で除して得た数が3以下のものをいう。

(2) 訪問入浴サービス事業 浴槽を運搬することができる設備又は入浴設備を備えた車両により所長が決定した対象者の居宅を訪問し、次に掲げるサービスを提供する。

ア 洗髪、洗体及び洗顔

イ 衣類の着脱に関する介助

ウ 入浴及び清拭に関する指導

エ その他入浴及び清拭の実施に必要な業務

(3) 日中一時支援事業 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、身体障害者、知的障害者又は障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

(地域生活支援事業給付費の支給の申請)

第5条 規則第13条第1項の支給決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、地域生活支援事業給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）に世帯状況・収入申告書（障害者用）（第2号様式）又は世帯状況・収入申告書（障害児用）（第2号様式の2）及び所長が必要と認める書類を添えて所長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、地域生活支援事業給付費の支給の要否について審査し、支給決定をしたときは、地域生活

支援事業給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第3号様式）により支給申請者に通知するものとする。

2 所長は、支給決定をしたときは、第1項の支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、支給量その他の事項を記載した地域生活支援事業受給者証（第4号様式。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

3 第1項に規定する審査の結果、地域生活支援事業給付費の支給を要しないものと認めたときは、却下決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の内容の変更の届出）

第7条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間（規則第13条第3項に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、支給決定に係るサービスの種類、支給量又は利用者負担上限月額を変更する必要があるときは、地域生活支援事業給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第6号様式）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請書の提出があったときは、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うものとする。この場合において、所長は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。

3 前項の支給決定の変更の決定は、地域生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 所長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定障害者等が、サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給決定障害者等が、支給決定を受けるためにした申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市の区域外に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が法第19条第3項に規定する特定施設に入所することにより他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

2 所長は、支給決定の取消しを行ったときは、支給決定取消通知書（第8号様式）により支給決定障害者等に通知し、受給者証の返還を求めるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第9条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間内において、当該支給決定障害者等の氏名、居住地等を変更したときは、速やかに、申請内容変更届出書（第9号様式）により所長に届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第10条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間内において、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、受給者証再交付申請書（第10号様式）により所長に提出しなければならない。この場合において、支給決定障害者等が受給者証を破り、又は汚した場合にあっては、その受給者証を添えなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、所長は、受給者証を交付しなければならない。

（受給者証の提示）

第 1 1 条 サービスを受けようとする支給決定障害者等は、事業者を受給者証を提示してサービスを受けるものとする。

2 事業者は、受給者証の提示があったときは、受給者証に承諾の内容を記載するとともに、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・タイムケア・訪問入浴）契約内容（長崎市地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書（第 1 1 号様式）により所長に報告するものとする。

（地域生活支援事業給付費の請求等）

第 1 2 条 事業者が、規則第 1 5 条第 4 項の規定により支給決定障害者等に代わり地域生活支援事業給付費の支払いを受けようとするときは、同一の月に提供したサービスに係る地域生活支援事業給付費について、当該サービスを提供した月の翌月 1 0 日までに請求書に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて所長に提出するものとする。

- (1) 移動支援事業 移動支援サービス（個別支援型）提供実績記録票（第 1 2 号様式）又は移動支援サービス（グループ支援型）提供実績記録票（第 1 3 号様式）
- (2) 訪問入浴サービス事業 訪問入浴サービス提供実績記録票（第 1 4 号様式）
- (3) 日中一時支援事業
 - ア 日帰り短期入所サービス提供実績記録票（第 1 5 号様式）
 - イ デイサービス提供実績記録票（第 1 6 号様式）
 - ウ タイムケアサービス提供実績記録票（第 1 7 号様式）

2 所長は、前項の請求書の提出があった日の属する月の翌々月の末日までに地域生活支援事業給付費を支払うものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年9月29日告示第716号の10）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 長崎市ガイドヘルパーの派遣に関する要綱（平成12年長崎市告示第105号）

(2) 長崎市障害児・知的障害者ガイドヘルパーの派遣に関する要綱（平成12年長崎市告示第106号）

(3) 長崎市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成16年長崎市告示第156号）

(4) 長崎市障害児タイムケア事業実施要綱（平成17年長崎市告示第402号）

附 則（平成27年3月24日告示第147号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市移動支援事業等実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年2月18日告示第69号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月11日告示第253号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日告示第407号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

事業名		基準
移動支援事業		居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者であること。
訪問入浴サービス事業		介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）における指定訪問入浴介護事業者であること。
日中一時支援事業	日帰り短期入所型	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 8 年 9 月 3 0 日において短期入所（日中受入れ）の指定を受けている事業者であること。 ・平成 1 8 年 1 0 月 1 日付け全部改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成 1 8 年厚生労働省令第 5 8 号）第 7 5 条及び第 7 7 条の規定に準じる。
	デイサービス型	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 8 年 9 月 3 0 日において障害者デイサービスの指定を受けており、同日において援護の実施者が長崎市である利用者と利用契約を締結していること。 ・平成 1 8 年 1 0 月 1 日付け全部改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成 1 8 年厚生労働省令第 5 8 号）第 9 2 条及び第 9 4 条の規定に準じる。

	<p>タイムケ ア型</p>	<p>(1) 適切なサービスを提供するために必要な数以上の人員を配置するものとする。</p> <p>ア 最低基準</p> <p>(ア) 障害児 5 人までは 1 人以上</p> <p>(イ) 障害児 6 人から 15 人までは 2 人以上</p> <p>(ウ) 15 人を超えるときは、(イ)に、障害児の数が 15 人を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>イ 利用者の心身の状況等に応じた適切な対応を図るために、アに掲げる数に加えて、必要な数の人員を配置すること</p> <p>(2) 事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと長崎市が認める場所において実施するものとする。</p> <p>(3) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと長崎市が認める設備を設けるものとする。</p>
--	--------------------	---